

環技審第18号
令和2年9月8日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝



(仮称) ウィンドファーム八森山に係る計画段階環境配慮書について（答申）
令和2年8月21日付け環対第249号で諮問がありましたことについては、別紙の
とおりです。



(仮称) ウィンドファーム八森山 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 計画段階環境配慮手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）に関して複数案から1案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、以降の手続きでは事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の適切な絞り込みを行うこと。また、その過程を方法書に記載すること。
- (2) 想定区域の広範囲が水源かん養保安林に指定されており、想定区域周辺には、県土のシンボルとなっている薬菜山及び船形山も存在する。これらのことから、事業実施による保水（用水確保及び洪水緩和）及び水質浄化などの森林機能や、眺望景観への影響を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みを行うこと。
- (3) 本事業との累積的な環境影響が懸念される他の風力発電事業等については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。
- (4) 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
- (5) 想定区域周辺の住民、立地する加美町や色麻町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 水質

想定区域及びその周辺に、水源かん養保安林及び水道水源特定保全地域（鳴瀬川流域）、加美町水資源保全地域に指定されている区域が含まれることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、水環境への影響を調査及び予測し、重大な影響の有無について評価した上で、方法書を作成すること。

(2) 地形及び地質

想定区域及びその周辺に存在する、崩壊土砂流出危険地区（溪流）及び砂防指定地の上流域、地すべり地形について、事業の実施による影響を調査、予測及び評価

し、重大な影響を回避又は低減できない場合は、それらの箇所及び周辺を想定区域から除外すること。

(3) 動物

イ 想定区域及びその周辺では、希少猛禽類であるクマタカ等の生息や渡り鳥の渡りルートが確認されているほか、コウモリ類の渡りルートも想定されることから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測および評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

ロ 想定区域内には、稀少な昆虫が生息している可能性が高いことから、方法書においては、両生類だけでなく、稀少な昆虫の生息も前提とした調査手法を設定すること。

ハ 地表性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響に配慮すること。

(4) 植物

想定区域周辺には、自然度の高い植生が分布しているため、現地調査によりその区域を明らかにした上で、植物への影響を適切に予測及び評価すること。

(5) 景観

イ 主要な眺望点だけでなく、薺菜山及び船形山の風景がよく撮影される場所についても、主要な眺望方向を含めた調査地点を設定し、景観阻害とならないよう風車の配置を設定すること。

ロ 風車による景観の圧迫感を考慮した上で、生活圏からの囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ハ 鉄塔の見え方に関する基準を準用した場合、景観への影響が過小評価となることを避けるため、風車の稼働による誘目性を考慮し、適切に調査、予測及び評価すること。

(6) 人と自然との触れあいの活動の場

想定区域周辺にある千古の森キャンプ場等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、適切に調査、予測及び評価し、その影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 放射線の量

イ 事業の実施に係る新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等に

による水環境・土壤・山菜、キノコ等の農産物への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査方法は、すべての風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路20メートル毎に、表面1センチメートル以内から検体を採取した上で、測定を行うこと。